

飯田市電気自動車用急速充電器設置条例の制定について

商業観光課

1 趣旨

国は、2050カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和3年6月策定）に掲げる2030年までに公共用の急速充電器3万基を含む充電インフラを15万基設置する目標の実現へ向け事業を推進しています。また、長野県は、長野県地球温暖化対策条例において、多数の者が利用する駐車場の管理者について、充電設備を設置するよう努めなければならない旨を規定しています。

飯田下伊那地域内の充電設備の設置状況については、一部の公共施設等に設置されているものの、観光客を含む天龍峡地域へ来訪される方のための移動経路における充電環境の整備が不足している状況であることから、充電環境を整えることにより、天龍峡パーキングエリアにおける経路充電を目的として当該地域へ来訪される方の増加につなげ、及び「2050年いいだゼロカーボンシティ宣言」の具体的な取り組みとして電気自動車用急速充電器を整備しました。

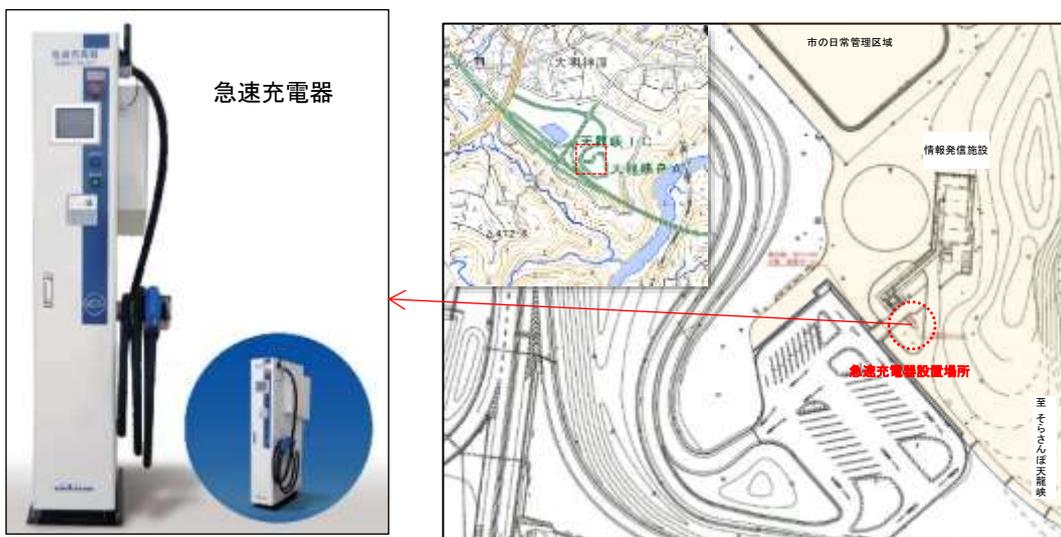
本条例は、令和6年4月1日から飯田市電気自動車用急速充電器の運用を開始するために必要な事項について制定したいとするものです。

2 設置経緯

平成31年11月17日	三遠南信自動車道天龍峡PA供用開始
令和4年4月1日	情報発信施設及びその周辺区域の一部の日常管理を市が開始
令和5年度	国庫補助を受け電気自動車用急速充電器を整備（国県関連事業課）
令和6年4月1日	運用開始の予定（設置条例の施行）

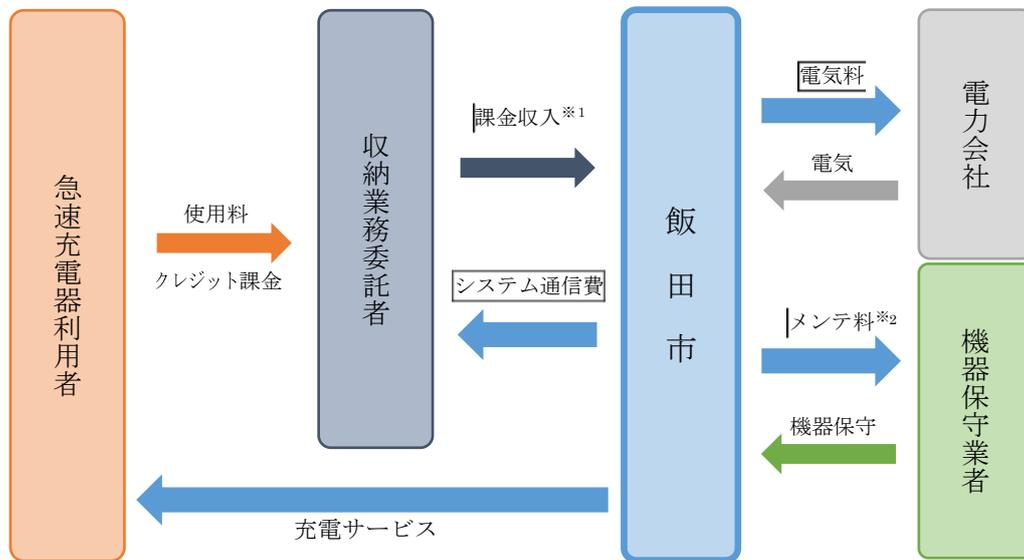
3 設備概要（下図参照）

- (1) 設置機器：電気自動車用急速充電器（1台 50kW）
- (2) 設置場所：天龍峡PA（障がい者用駐車空間の南側）



4 事業費：18,733千円（内 国庫補助申請額 5,346千円）

## 5 料金システムの概要



※1 収納した使用料から手数料を差し引いた額

※2 初年度の委託料は生じない。

□…収支の流れ

## 6 収支

単位：千円

収入		支出	
使用料	296	充電使用に伴う電気料金	223
		待機電力料金	60
		基本電気料金	722
		システム通信費	53
	296		1,058